

令和6年度 高山市繁殖牛舎等建設支援事業 概要

事業名		高山市繁殖牛舎等建設支援事業（県単：強い畜産構造改革支援事業、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業）		
対象者		畜産農家（個人・法人）で 認定農業者		
補助対象		強い畜産：基本施設、農業用施設、農機具等、省力化施設・設備等、GAP承認支援 自給飼料：飼料用施設、飼料用機械		
対象事業費上限		強い畜産：40,000千円（税抜き、1戸あたり） 自給飼料：10,000千円（ " ）		
事業年度（実施期間）		強い畜産：R3～R7（5カ年、実施は単年度毎） 自給飼料：R6（単年度）		
主な整備内容及び補助率			県補助金	市補助金（上乗せ）
強い畜産	①和牛繁殖牛舎 （新築・改築・改修・省力化）	補助額：1/2以内、20,000千円以内	1/3以内 13,333千円以内	1/6以内 6,667千円以内
	②上記以外の整備 （畜舎、施設、機械、器機 省力化設備等）	補助額：1/3以内、13,333千円以内	1/4以内 10,000千円以内	1/12以内 3,333千円以内
		ただし、下記は補助額：1/2以内、20,000千円以内 ・新規就農支援型（就農3年以内の認定新規就農者） ・飼料用稲関係施設等	1/3以内 13,333千円以内	1/6以内 6,667千円以内
	③GAP認証支援	補助額：1/2以内、5,000千円以内 内 容：GAPの認証取得等に必要な施設整備 対 象：申請前にコンサル等の評価又はGAP取得チャレンジ システムの自己評価を実施し精査が必要。	1/2以内 5,000千円以内	
自給飼料	④飼料用施設 ⑤飼料用機械	補助額：1/2以内、5,000千円以内 ※但し、現時点で事業実施は未定。	1/3以内 3,333千円以内	1/6以内 1,667千円以内
主な採択基準		・県の採択要件を満たしたもの（予算範囲内でポイント上位から採択、結果は来年4月頃） ・施設の場合は各種法令及び建築基準法に沿うもの ・施設整備予定地に係る農振法、農地法の手続きがされているもの（農業委員会） ・増頭要件は頭数が現状値より10%以上増頭（5年以内） ・市税及び各種料金の滞納が無い者 ・その他詳細は別添R5年度事業実施要領をご参照ください。		